

令和5年度

川崎市交通安全実施計画

川崎市交通安全対策会議

ま え が き

この計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）の規定により作成した第 1 1 次川崎市交通安全計画（令和 3 年度～令和 7 年度）に基づき、市内の陸上交通の安全に関して講ずべき諸施策を総合的に推進していくためのものである。本市における令和 4 年中の交通事故の発生状況をみると

発 生 件 数	2,592 件	(前年比	-71 件)
死 者 数	18 人	(前年比	+4 人)
負 傷 者 数	2,908 人	(前年比	-73 人)

となっており、「発生件数」、「負傷者数」がいずれも前年より減少し過去最少となったが、「死者数」は前年より増加し、依然として悲惨な交通事故により尊い命が奪われている状況にある。

こうしたことから、川崎市交通安全対策会議では、交通安全対策を国や県、関係機関・団体等だけでなく、市民一人ひとりが全力を挙げて、取り組まなければならない重要な課題として捉えるとともに、今後も交通事故のない社会を目指して諸施策を推進していく。

※ 付記

本計画では、国及び国の関係機関等が所轄する「海上交通の安全」、「航空交通の安全」に関する事項と、神奈川県・県警察本部等、県の関係機関が所轄する事項は除いてあるので、これらの事項は国及び県の策定した計画を参考とされたい。

目 次

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通環境の整備

- 1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 …………… 1
 - (1) 園児及び児童に対する交通安全対策
 - (2) 通学児童等の安全確保
 - (3) 通学路の緊急合同点検による安全対策
 - (4) バリアフリー化をはじめとする歩行空間等の整備
 - (5) 無電柱化の推進
- 2 幹線道路における交通安全対策の推進 …………… 3
 - (1) 適切に機能分担された道路網の整備
 - (2) 改築等による交通事故対策の推進
- 3 交通安全施設等整備事業の推進 …………… 4
 - (1) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進
 - (2) 幹線道路対策の推進
 - (3) 交通安全施設等の再整備と適切な維持管理
- 4 自転車利用環境の総合的整備 …………… 5
- 5 交通需要マネジメントの推進 …………… 7
 - (1) 公共交通機関利用の促進
 - (2) 事業者による自主的な取組の推進
 - (3) バスロケーションシステムの推進
- 6 災害に備えた道路交通環境の整備…………… 8
 - (1) 災害に備えた道路の整備
 - (2) 災害時に通行を確保すべき道路沿いにある特定建築物の耐震化の促進
- 7 総合的な駐車対策の推進 …………… 9
 - (1) 駐車場等の整備
 - (2) 違法駐車等の防止対策
- 8 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 …………… 10
 - (1) 道路占用の適正化等
 - (2) 子どもの遊び場等の確保
 - (3) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

第2節 交通安全思想の普及徹底

- 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 …………… 13
 - (1) 幼児に対する交通安全教育
 - (2) 小学生に対する交通安全教育
 - (3) 中学生、高校生に対する交通安全教育
 - (4) 成人に対する交通安全教育

(5) 高齢者に対する交通安全教育	
(6) 障害者に対する交通安全教育	
(7) 外国人に対する交通安全教育の推進	
2 交通安全に関する普及啓発活動の推進	16
(1) 交通安全運動の推進	
(2) 自転車の安全利用の推進	
(3) 二輪車事故防止運動の推進	
(4) 飲酒運転根絶運動の推進	
(5) 反射材の普及促進	
(6) 「セーフティ・チャレンジ・かながわ」への参加	
(7) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	
第3節 安全運転の確保	
1 交通労働災害の防止等	23
2 危険物等輸送に関する情報提供の充実等	24
3 エコドライブ等の推進	25
第4節 暴走族等対策の推進	
暴走族等対策への取組み	26
第5節 救助・救急活動の充実	
1 救助・救急体制の整備	27
(1) 救助体制の整備・拡充	
(2) 多数傷者発生時における救助・救急体制の整備	
(3) 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発の推進	
(4) 救急救命士の養成・配置等の促進	
(5) 救急用資機材の整備の促進	
(6) 消防ヘリコプターによる救急業務の推進	
(7) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実	
(8) 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備	
2 救急医療体制の確保	29
3 救急関係機関の協力関係の確保等	30
第6節 交通事故被害者等に対する支援	
1 交通事故相談活動の充実	31
2 交通遺児家庭に対する支援	32
3 交通事故被害者遺族に対する支援	33
第2章 踏切道における交通の安全	
踏切道の交通安全の施策の促進	34

第1章 道路交通の安全

() 内は昨年度予算額

第1節 道路交通環境の整備												
1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 467,823千円 (378,019千円)												
計画概要(細目)	事業内容											
(1) 園児及び児童に対する交通安全対策 [教育委員会] [市民文化局] [区役所・支所]	小学生の登下校時の安全確保のため、小学校を中心としたおおむね半径500m以内の道路に「スクールゾーン」又は「文」の文字を表示するとともに、電柱に「通学路」の巻付標示を設置し、運転者に対して注意を喚起する。 小学校の新入学児童(1年生)を対象に、企業の社会的貢献の一環として寄贈された、ランドセルカバーと黄色いワッペンを配布する。 幼稚園、保育園及び小学校の周辺並びに交通事故多発地点など危険箇所に、電柱幕などを設置して、運転者に注意喚起する。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業内容</th> <th>事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「スクールゾーン」、「文」の路面標示(122箇所)</td> <td>6,321</td> </tr> <tr> <td>電柱巻付標示「通学路」(600箇所)</td> <td>5,280</td> </tr> <tr> <td>交通安全ランドセルカバー(14,500枚)</td> <td>1,580</td> </tr> <tr> <td>電柱幕(100枚)</td> <td>385</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13,566</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業内容	事業費(千円)	「スクールゾーン」、「文」の路面標示(122箇所)	6,321	電柱巻付標示「通学路」(600箇所)	5,280	交通安全ランドセルカバー(14,500枚)	1,580	電柱幕(100枚)	385	計
主な事業内容	事業費(千円)											
「スクールゾーン」、「文」の路面標示(122箇所)	6,321											
電柱巻付標示「通学路」(600箇所)	5,280											
交通安全ランドセルカバー(14,500枚)	1,580											
電柱幕(100枚)	385											
計	13,566											
	※ ランドセルカバーは令和6年度新入学児童用											
(2) 通学児童等の安全確保 [教育委員会] [市民文化局] [区役所・支所]	ア 通学児童の安全確保 登下校時における小学生の安全確保のため、通学路安全対策会議を設置し、関係局及び関係機関などが、交通危険箇所の解消及び改善のため検討し対策を行っている。また、交通危険箇所に、地域交通安全員を配置し、登下校時の交通安全指導・誘導活動に加え、防犯面での機能強化を図るため通学路の巡回を実施する。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業内容</th> <th>事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域交通安全員の配置(101箇所)</td> <td>52,953</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業内容	事業費(千円)	地域交通安全員の配置(101箇所)	52,953							
主な事業内容	事業費(千円)											
地域交通安全員の配置(101箇所)	52,953											

[こども未来局]	イ 園児の安全確保								
	保育所、認定こども園及び地域型保育事業における園外活動時の園児の安全確保に伴う体制確保のため、保育支援者等の配置等に対する支援を実施します。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="536 394 1098 434">主な事業内容</th> <th data-bbox="1104 394 1422 434">事業費（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="536 443 1098 501">保育支援者等の配置等に対する支援</td> <td data-bbox="1104 443 1422 501">373,020</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業内容	事業費（千円）	保育支援者等の配置等に対する支援	373,020				
主な事業内容	事業費（千円）								
保育支援者等の配置等に対する支援	373,020								
(3) 通学路の緊急合同点検による安全対策 [建設緑政局]	通学児童の交通事故特性を踏まえ、路肩のカラー舗装、防護柵設置や交差点改良（カラー舗装）等といった安全対策等を実施する。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="536 766 1098 784">主な事業内容</th> <th data-bbox="1104 766 1422 784">事業費（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="536 792 1098 833">路肩のカラー舗装</td> <td data-bbox="1104 792 1422 833">7箇所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 842 1098 882">防護柵設置</td> <td data-bbox="1104 842 1422 882">8箇所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 891 1098 931">交差点改良（カラー舗装）</td> <td data-bbox="1104 891 1422 931">5箇所</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業内容	事業費（千円）	路肩のカラー舗装	7箇所	防護柵設置	8箇所	交差点改良（カラー舗装）	5箇所
主な事業内容	事業費（千円）								
路肩のカラー舗装	7箇所								
防護柵設置	8箇所								
交差点改良（カラー舗装）	5箇所								
	(※) 通学路の緊急合同点検による安全対策 136,299 千円は、3 (3) 「交通安全施設等の再整備と適切な維持管理」の再掲								
(4) バリアフリー化をはじめとする歩行空間等の整備 [建設緑政局]	バリアフリー重点整備地区交通安全施設整備 歩行空間のバリアフリー化等により、高齢者、障害者等を含めた全ての安全性の向上を促進する。特に、バリアフリー法にて、重点整備地区に定められた駅周辺地区等については、公共交通機関等のバリアフリー化と連携し、視覚障害者誘導用ブロックの整備等を重点的に推進する。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="536 1290 1098 1308">主な事業内容</th> <th data-bbox="1104 1290 1422 1308">事業費（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="536 1317 1098 1576">4地区（新川崎・鹿島田駅周辺、武蔵小杉駅周辺、武蔵中原・武蔵新城駅周辺、溝口駅周辺）整備</td> <td data-bbox="1104 1317 1422 1576">28,284</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業内容	事業費（千円）	4地区（新川崎・鹿島田駅周辺、武蔵小杉駅周辺、武蔵中原・武蔵新城駅周辺、溝口駅周辺）整備	28,284				
主な事業内容	事業費（千円）								
4地区（新川崎・鹿島田駅周辺、武蔵小杉駅周辺、武蔵中原・武蔵新城駅周辺、溝口駅周辺）整備	28,284								
(5) 無電柱化の推進 [建設緑政局]	安全で快適な歩行空間の確保、都市防災機能の向上、安定したライフラインの提供・情報通信ネットワークの信頼性向上、良好な都市景観の向上の4つの基本的な考え方のもと、主要駅周辺、区役所周辺及びバリアフリー重点整備地区等、重点化するエリアを設定するなどの方向性を定めた「川崎市無電柱化整備基本方針」に基づき、東京丸子横浜線や世田谷町田線など、都市計画道路の拡幅工事等に合わせた整備など効率的、効果的な無電柱化を推進する。								

2 幹線道路における交通安全対策の推進

8,681,966千円(8,533,479千円)

計画概要(細目)	事業内容													
(1) 適切に機能分担された道路網の整備 [建設緑政局]	都市圏を結ぶ主要な幹線道路や、都市の骨格及び居住区の外郭となる幹線道路など、道路の機能毎の整備を推進するとともに、生活道路における交通安全施設の整備等を総合的に実施する。 鉄道駅等の交通結節点、空港、港湾等の交通拠点へのアクセス道路の整備を推進する。													
(2) 改築等による交通事故対策の推進 [建設緑政局]	歩行者及び自転車利用者等の安全を確保するため、既存道路の拡幅などを推進する。 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点の改良を推進する。 交通混雑が著しい地区や鉄道駅周辺地区において、人と車の交通を分離するとともに、歩行者空間を拡大するため、地区周辺の幹線道路、交通広場等の総合的な整備を推進する。													
※(1)(2)合計														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">主な事業内容</th> <th style="width: 30%;">事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画道路改良</td> <td style="text-align: right;">3,604,439</td> </tr> <tr> <td>国県道道路改良</td> <td style="text-align: right;">2,598,105</td> </tr> <tr> <td>市道道路改良</td> <td style="text-align: right;">244,956</td> </tr> <tr> <td>橋りょう整備</td> <td style="text-align: right;">2,234,466</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">8,681,966</td> </tr> </tbody> </table>			主な事業内容	事業費(千円)	都市計画道路改良	3,604,439	国県道道路改良	2,598,105	市道道路改良	244,956	橋りょう整備	2,234,466	計	8,681,966
主な事業内容	事業費(千円)													
都市計画道路改良	3,604,439													
国県道道路改良	2,598,105													
市道道路改良	244,956													
橋りょう整備	2,234,466													
計	8,681,966													

3 交通安全施設等整備事業の推進		1,772,307千円 (1,323,921千円)			
計画概要(細目)	事業内容				
(1) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 [建設緑政局]	<p>歩道の拡幅、歩行空間のバリアフリー化等により、安心して移動できる歩道の整備、路肩の拡幅等により歩行者にとって安全かつ安心な歩行空間の整備等の対策を推進する。</p> <p>また、生活道路において、公安委員会と道路管理者が連携し、車両速度の抑制、道路の形状や交差点の強調明示、歩行者及び車両それぞれの通行区分の明示を進め、安全で安心な道路空間を創出するための取組を推進する。</p> <p>また、令和元年6月に関係閣僚会議で決定された「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を受け、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の結果を踏まえ、必要な対策を実施し、道路交通安全環境の整備を推進する。</p> <p>歩行者と自転車の安全な通行空間を確保するため、自転車通行環境整備を推進する(自転車通行環境整備の詳細については「4 自転車利用環境の総合的整備」を参照)。</p>				
(2) 幹線道路対策の推進 [建設緑政局]	<p>死傷事故率等が高い交差点や単路部の「事故危険箇所」について集中的に交通安全施設等を整備し、交通事故対策を推進する。</p>				
(3) 交通安全施設等の再整備と適切な維持管理 [建設緑政局]	<p>交通安全施設等の老朽化による機能低下は、事故抑止効果の低減につながることから、既存の交通安全施設等の適切な維持管理に努める。</p>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業内容</th> <th>事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道 ・ 交差点改良 ・ 防護柵 ・ 道路照明 ・ 道路標識 ・ 視線誘導標 ・ 道路反射鏡 ・ 視覚障害者誘導用ブロック ・ 自発光式交差点鈺 ・ その他 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">1,772,307</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業内容	事業費(千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道 ・ 交差点改良 ・ 防護柵 ・ 道路照明 ・ 道路標識 ・ 視線誘導標 ・ 道路反射鏡 ・ 視覚障害者誘導用ブロック ・ 自発光式交差点鈺 ・ その他 	1,772,307
主な事業内容	事業費(千円)				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道 ・ 交差点改良 ・ 防護柵 ・ 道路照明 ・ 道路標識 ・ 視線誘導標 ・ 道路反射鏡 ・ 視覚障害者誘導用ブロック ・ 自発光式交差点鈺 ・ その他 	1,772,307				

4 自転車利用環境の総合的整備					
1,314,731千円(1,170,186千円)					
計画概要(細目)	事業内容				
自転車利用環境の総合的整備 [建設緑政局]	<p>「川崎市自転車活用推進計画」(令和4年3月改定)に基づき、「通行環境整備」、「駐輪対策」、「自転車の活用」、「ルール・マナー啓発」の4つの柱(基本政策)をもとに、安全・安心でまちの魅力向上に寄与する自転車施策の総合的な取組を推進する。</p> <p>ア 通行環境の整備</p> <p>自転車・歩行者・自動車が、道路を安全・安心・快適に利用できる環境の一層の充実に向けて、自転車利用が多い駅周辺や危険箇所などにおいて自転車通行環境の整備を推進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業内容</th> <th>事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車通行環境整備事業</td> <td>281,898</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 駐輪対策</p> <p>(ア) 自転車放置防止対策</p> <p>「川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年条例第4号)」に基づき、次の業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 放置自転車等の撤去 b 撤去した自転車等の保管 c 保管期間経過後の自転車等の売却処分 d 市営自転車等駐車場の設置等 e 自転車等利用者に対する広報啓発活動 <p>(イ) 自転車駐輪場の整備</p> <p>令和5年4月1日現在、市内各駅周辺に149箇所の市営自転車等駐車場を設置しているが、放置自転車や駐輪場利用の状況等を勘案し、引き続き駐輪需要への対応を図るため、公共用地の活用等による新たな自転車等駐車場の設置に向けた取組を進める。</p> <p>(ウ) 自転車等駐車対策協議会の運営</p> <p>「川崎市自転車等駐車対策協議会条例(平成6年条例第36号)」に基づき、同協議会及び部会である各区</p>	主な事業内容	事業費(千円)	自転車通行環境整備事業	281,898
主な事業内容	事業費(千円)				
自転車通行環境整備事業	281,898				

自転車等駐車対策推進協議会において、放置禁止区域の指定など重要事項についての調査・審議を踏まえながら、自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進する。

主な事業内容	事業費（千円）
放置自転車等対策事業	423,718
自転車等駐車場事業	507,997
自転車等保管所事業	30,953
その他	60,115
計	1,022,783

ウ 自転車活用の推進

自転車は、便利で身近な乗り物であり、利便性や回遊性の向上等に寄与することから引き続き、移動環境の充実に向けた取組を進める。また、昨今の社会環境の変化等を踏まえ、様々な場面での利用による自転車の活用の機運が高まる中で、地域の活力の向上や環境負荷の低減等にもつながることから一層の自転車利用を促進する。

主な事業内容	事業費（千円）
自転車活用推進事業	10,050

5 交通需要マネジメントの推進

733 千円 (1,062 千円)

計画概要 (細目)	事業内容					
(1) 公共交通機関 利用の促進 [交通局]	<p>PTPS (公共車両優先システム) を活用したバスを運行することによる、信号停止回数の減少や運行時間の短縮により、バス利用者の促進を図る。</p> <table border="1" data-bbox="539 510 1380 683"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 510 1101 560">主な事業内容</th> <th data-bbox="1101 510 1380 560">事業費 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 560 1101 683">公共車両優先システム用バス車載機の賃借料</td> <td data-bbox="1101 560 1380 683">93</td> </tr> </tbody> </table>		主な事業内容	事業費 (千円)	公共車両優先システム用バス車載機の賃借料	93
主な事業内容	事業費 (千円)					
公共車両優先システム用バス車載機の賃借料	93					
(2) 事業者による 自主的な取組の 推進 [環境局]	<p>川崎市交通環境配慮行動メニューをHP等で周知することで、物流の効率化等、市内事業者の交通に係る自主的な環境配慮を促す。</p>					
(3) バスロケーション システムの 推進 [まちづくり局]	<p>バス停留所に路線バスの接近表示を行うことでバスの利便性向上を図るため、バス事業者に表示機設置費用の一部を補助している。</p> <p>路線バスの利便性向上は、公共交通利用を促進し、マイカーからの転換を進めるものである。</p> <table border="1" data-bbox="539 1254 1380 1377"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 1254 1101 1303">主な事業内容</th> <th data-bbox="1101 1254 1380 1303">事業費 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 1303 1101 1377">バス接近表示機設置費用の補助</td> <td data-bbox="1101 1303 1380 1377">640</td> </tr> </tbody> </table>		主な事業内容	事業費 (千円)	バス接近表示機設置費用の補助	640
主な事業内容	事業費 (千円)					
バス接近表示機設置費用の補助	640					

6 災害に備えた道路交通環境の整備

160,489千円(144,630千円)

計画概要(細目)	事業内容	
(1) 災害に備えた道路の整備 [建設緑政局]	地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋りょうの耐震化を推進する。	
	主な事業内容	事業費(千円)
	耐震対策等橋りょう整備	※P3の橋りょう整備事業に含む
(2) 災害時に通行を確保すべき道路沿いにある特定建築物の耐震化の促進 [まちづくり局]	建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになることを防止するため、緊急輸送路等の閉塞を起こす恐れのある建築物に対する耐震診断・設計・改修・除却費の助成を行うことにより、当該道路沿道の建築物の耐震化に取り組む。	
	主な事業内容	事業費(千円)
	川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成制度	4,038
	川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業	156,451
	計	160,489

7 総合的な駐車対策の推進

3,020千円 (1,759千円)

計画概要 (細目)	事業内容									
<p>(1) 駐車場等の整備 [まちづくり局]</p> <p>[経済労働局]</p> <p>(2) 違法駐車等の防止対策 [市民文化局]</p>	<p>「駐車場法 (昭和32年法律第106号)」、「川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 (平成4年条例第54号)」、「総合調整条例に規定する駐車施設に関する事項の取扱要綱 (平成16年1月1日施行)」等に基づき、四輪車、荷さばき車、自動二輪車の適正な駐車施設の整備を推進する。</p> <p>川崎駅東口地区における路上荷さばきなどの地域課題に対応し、円滑な交通流動や安心して歩けるまちづくりを推進するため、令和2年度に策定した「川崎駅東口地区駐車対策推進計画」に基づき総合的かつ計画的に駐車対策に関する取組を推進する。</p> <table border="1" data-bbox="539 958 1380 1077"> <thead> <tr> <th>主な事業内容</th> <th>事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎駅東口地区駐車対策推進業務</td> <td>2,591</td> </tr> </tbody> </table> <p>大規模小売店舗の出店に際し、所管局と連携し、駐車場の附置義務条例の実行を図り、大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) の指針に基づき、設置者に対し必要駐車台数の確保について配慮を求めることで、商業施設の実態にあった駐車場の整備促進を図る。</p> <table border="1" data-bbox="539 1462 1380 1686"> <thead> <tr> <th>主な事業内容</th> <th>事業費 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模小売店舗立地法の届出 (新設・変更等) に際して、設置者に対し周辺立地環境に配慮した出店・変更指導を行う。</td> <td>429</td> </tr> </tbody> </table> <p>違法駐車等防止のための広報啓発活動については、「川崎市交通安全市民総ぐるみ運動」で展開していく。</p>		主な事業内容	事業費(千円)	川崎駅東口地区駐車対策推進業務	2,591	主な事業内容	事業費 (千円)	大規模小売店舗立地法の届出 (新設・変更等) に際して、設置者に対し周辺立地環境に配慮した出店・変更指導を行う。	429
主な事業内容	事業費(千円)									
川崎駅東口地区駐車対策推進業務	2,591									
主な事業内容	事業費 (千円)									
大規模小売店舗立地法の届出 (新設・変更等) に際して、設置者に対し周辺立地環境に配慮した出店・変更指導を行う。	429									

8 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

8,311,565千円(4,961,081千円)

計画概要（細目）	事業内容								
<p>(1) 道路占用の適正化等 [建設緑政局]</p>	<p>ア 道路占用の適正化 道路占用許可の適正な運用を行うとともに、占有物件等の維持管理の適正化を指導する。 また、道路占用未申請物件の実態調査を行い、申請の促進を図る。</p> <p>イ 不法占有物件の排除等 道路交通に支障を与える不法占有物件等について、是正指導を継続的に行っていく。 また、全国交通安全運動などにあわせて、商品や置看板などを道路上に出している商店等に対し、道路の適正利用に向け是正指導をする。</p> <p>ウ 道路の掘り返しの規制等 道路構造の保全、事故の防止及び円滑な交通確保のため、他の占有工事や道路工事との施行時期や施行方法等の調整を行うとともに、道路の不経済な掘り返しを規制する。また、道路管理システムを利用し、効率的に調整業務を実施する。 年末年始、年度末等においては、事故の防止及び円滑な交通確保のため、主要な幹線道路について道路工事及び占有工事の抑制を実施する。 年度末工事の抑制については、チラシを活用し、工事抑制の実施期間や抑制対象路線等の情報を広く周知する。</p> <table border="1" data-bbox="539 1581 1380 1843"> <thead> <tr> <th>主な事業内容</th> <th>事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路占用未申請物件調査委託</td> <td>3,971</td> </tr> <tr> <td>道路管理システム負担金</td> <td>58,480</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>62,451</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業内容	事業費(千円)	道路占用未申請物件調査委託	3,971	道路管理システム負担金	58,480	計	62,451
主な事業内容	事業費(千円)								
道路占用未申請物件調査委託	3,971								
道路管理システム負担金	58,480								
計	62,451								

(2) 子どもの遊び
場等の確保
[教育委員会]

ア 学校施設有効活用事業(学校施設開放事業)

地域のスポーツ、生涯学習、市民活動等の場として、学校教育に支障のない範囲で、市内小・中学校等の校庭、体育館、特別教室等を開放している。さらに、各区1校(計7校)に夜間照明設備を設置し、校庭夜間開放を行っている。引き続き学校施設開放事業を推進していく。

主な事業内容		事業費(千円)
・校庭開放	140校	66,899
・体育館開放	166校	
・特別教室等開放	125校	
・校庭夜間開放	7校	

[建設緑政局]

イ 街区公園の整備

公園緑地等の整備については、計画的かつ効率的な事業展開を図るための指針「川崎市緑の基本計画」に基づいて、市街地における安全で快適な遊び場、憩いの場、緑あふれるオープンスペースとして積極的に整備を進める。

とりわけ市民生活に関わりの深い街区公園については、「歩いて行ける身近な公園」として、子どもや高齢者でも歩いて行ける範囲に確保できるよう、適正な配置を図っていく。

主な事業内容		事業費(千円)
住区基幹公園		93,999
都市基幹公園		4,112,177
都市緑地整備		1,356
	計	4,207,532

[こども未来局]

ウ こども文化センター事業及びわくわくプラザ事業

こども文化センターは、子どもを取り巻く生活環境の変化に伴い、児童が健やかに育ちゆく願いをこめて、地域の遊びを中心とする活動の拠点として運営している。

また、わくわくプラザ事業は、全ての小学生を対象に保護者の就労等に関わらず、放課後の安全な居場所の確保と地域の人々との関わりを求め、児童も大人も共に生き、共に育ち合う場を創造するために、全市立小学校114校で実施している。

主な事業内容	事業費(千円)
こども文化センター 58館 わくわくプラザ 114箇所	3,974,368

エ こどもの遊び場事業

地域の協力を得て、こどもの遊び場として設置した広場である「ちびっこ広場」5箇所の維持管理を行う。

主な事業内容	事業費(千円)
ちびっこ広場の補修、砂場の補修、遊具等の補修、砂場の砂補充 (うち砂場あり3箇所)	315

(3) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

[建設緑政局]

道路構造の保全と交通の危険を防止するため、「道路法(昭和27年法律第180号)」に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。また、危険物を積載する車両の水底トンネル等の通行の禁止又は制限及び道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限を行う。

第2節 交通安全思想の普及徹底	
1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
22,207千円 (21,898千円)	
計画概要(細目)	事業内容
(1) 幼児に対する交通安全教育 [市民文化局] [区役所・支所]	<p>幼児及び保護者が、安全な歩行方法や横断方法を身に付けられるよう、交通安全指導員等による交通安全教室を開催する。</p> <p>交通安全教室では、幼児用ビデオ等を活用した視覚に訴える教育等、教育効果が高い手法を取り入れることにより、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な知識を習得させる。</p> <p>また、幼児の検診等に参加した保護者に対して、自転車の乗り方等の注意喚起を実施していく。</p>
(2) 小学生に対する交通安全教育 [市民文化局] [教育委員会] [区役所・支所] [交通局]	<p>「生命尊重」、「遵法」、「思いやり」の精神を基盤とした態度・行動が取れるように教育するとともに、交通事故に遭わない、起こさない気運の高揚に努め、児童が安全な歩行方法や自転車の安全な乗り方を身に付けられるよう、交通安全指導員等による交通安全教室を開催する。その際、警察・交通局と連携を図り、実態に則した交通ルールや、バス特有の危険(死角・巻き込み)に関する知識の習得に努める。</p> <p>また、保護者や教職員なども児童とともに参加できるような交通安全教室を開催する。</p> <p>特に、神奈川県交通安全対策協議会から「自転車事故多発地域」に5行政区(川崎区、幸区、中原区、高津区、多摩区)が指定されていることから、自転車走行のマナーを重点的に指導する。</p>
(3) 中学生、高校生に対する交通安全教育 [市民文化局] [教育委員会] [区役所・支所]	<p>「生命尊重」、「遵法」、「思いやり」の精神を基盤とした態度・行動が取れるように教育するとともに、交通事故に遭わない、起こさない気運の高揚に努め、中学生、高校生の多くが、近い将来、運転免許証を取得することから、中高生を対象に交通社会における一員として必要な交通ルールとマナーを身に付けることができるよう交通安全指導員等による交通安全教室を開催する。</p> <p>特に、自転車マナーの低下が注目されていることから、県教育委員会と県警察本部が連携して作成した自転車交通安全用教材「チリリン・タイム」を各学校に配布するとと</p>

	<p>もに、自転車は軽車両であり、自動車と同様に交通ルールを守り、走行しなければならないことを十分に認識させる。</p> <p>また、スケアードストレイト方式の交通安全教室を開催し、スタントマンによる交通事故の再現を直視させることにより、交通ルールの大切さを学ばせる。</p>
<p>(4) 成人に対する交通安全教育 [市民文化局] [区役所・支所]</p>	<p>母親学級、町内会・自治会及び民間企業などの研修機会を利用した交通安全教室の開催や交通安全啓発ビデオ等の貸し出しを行うなど、交通安全思想の普及・啓発に努める。</p> <p>また、警察や各種交通安全団体、町内会、PTAなどが連携して地域活動を自主的に推進できる環境づくりに取り組んでいくとともに、成人の集まりやすい事業・イベントにて啓発活動を行っていく。</p>
<p>(5) 高齢者に対する交通安全教育 [市民文化局] [区役所・支所] [交通局]</p>	<p>高齢者自身に現在の身体機能を的確に把握してもらうとともに、高齢者自らが交通ルールや自動車の特性、危険の発生要因を理解し、危険回避の行動を取れるように、高齢者施設、老人クラブ及び町内会・自治会等の単位を中心として、交通安全指導員等による交通安全教室を開催し、高齢者の交通安全意識の底上げを図る。</p> <p>また、高齢者ドライバーに対して自身の運転適性を確認してもらうため、運転時認知障害早期発見チェックリストを掲載したチラシを配布して安全運転を啓発するとともに、高齢者を対象とした「運転適性検査、認知・判断力診断講習会」を開催し、加齢に伴う身体機能の変化を自覚した交通事故防止の行動や、運転免許証の自主返納促進につなげる。</p>
<p>(6) 障害者に対する交通安全教育 [健康福祉局] [市民文化局] [区役所・支所]</p>	<p>障害者に対しては、障害種別や程度に応じたきめ細かい交通安全教育を推進する。</p> <p>自立歩行が困難な身体障害者等の障害者に対しては、その人に係るヘルパーなどの介護者に対しても交通安全にも十分配慮した介護を行うよう、障害者の移動支援に携わる人材の養成を推進する。また、視覚障害者については、自力で安全に公共交通機関等を利用できるように専門性と経験を有した歩行訓練士による訓練を、視覚障害者情報文化センターで希望者に対して行う。</p> <p>養護学校等において、児童・生徒が安全な歩行方法や自転車の安全な乗り方が身に付けられるよう、交通安全指導</p>

(7) 外国人に対する交通安全教育の推進
 [市民文化局]
 [区役所・支所]

員等による交通安全教室を実施する。

川崎市における自転車の交通事故の構成率が多いことを理解させ、身近に乗れる自転車の交通ルールの小冊子を発行し、啓発活動を図る。引き続き、英語、中国語（繁体字）の啓発冊子にて啓発を実施する。

主な事業内容	事業費(千円)
交通安全教育教材等 (DVD)	295
交通安全教室の開催	21,574
交通安全パンフレット	338
計	22,207

2 交通安全に関する普及啓発活動の推進

18,185千円(17,744千円)

計画概要(細目)	事業内容
<p>(1) 交通安全運動の推進 [市民文化局] [区役所・支所]</p>	<p>ア 川崎市交通安全市民総ぐるみ運動</p> <p>市・区・支所が構成団体となっている市・地区交通安全対策協議会が中心になり、交通安全は市民一人ひとりの心がけによって実現していくものという考え方の下、広く市民の交通安全意識の高揚等を図るとともに、交通事故のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けた運動を計画的かつ効果的に推進する。</p> <p>(ア) 年間スローガン</p> <p>a 「安全は 心と時間の ゆとりから」 b 「かわさきは 安全・安心 まるまち」</p> <p>(イ) 重点事項</p> <p>a 横断歩道における歩行者優先の徹底 b 二輪車・自転車の交通事故防止 c 高齢者と子どもの交通事故防止 d 飲酒運転の根絶</p> <p>(ウ) 運動の重点</p> <p>a 夕暮れ時の前照灯の早目点灯と走行用前照灯(ハイビーム)の効果的活用 b 自転車損害賠償責任保険等の加入義務及び全ての自転車に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知の徹底 c 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放 d 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 e 踏切道における交通事故防止 f 暴走族の追放 g 障がい者(特に視覚障がい者)の交通事故防止</p> <p>(エ) 年間運動</p> <p>a 交通安全教育の推進</p> <p>幼児から高齢者までの幅広い市民に交通安全教育を年齢段階に応じて実施するため、学校、職場、地域等で行われる教育機会を利用して、交通安全思想の普及</p>

と交通安全教育を推進する。

特に高齢者が関わる交通事故の割合が増加していることから、高齢者の行動特性に配慮した交通安全教育を推進し、高齢者の交通安全意識の向上を図る。

b 家庭、学校、職場、地域における交通安全活動の推進

交通安全意識の高揚とマナーの向上を図るため、一人ひとりが交通安全を心がけるとともに、思いやりの心で、交通安全の「ひとこえ」をかけあうことを市民運動として、家庭、学校、職場、地域へと展開するとともに、地域住民による暴走族追放、離脱の声掛け運動を推進する。

また、関係機関・団体が中心となって実情に即した実効ある運動を積極的に展開する。

c 横断歩行者の安全確保

運転者に対して横断歩道における歩行者優先義務を再認識させる等の交通安全教育を推進するとともに、歩行者に対して交通ルールを守るほか、歩行者が自らの安全を守るための交通公道を促す交通安全教育等を推進する。

d 高齢者事故防止に向けた取組の推進

高齢者に対して加齢による身体特性の変化についての自覚を促すとともに、交通ルールの遵守とマナーの向上を促進するため、あらゆる機会をとらえた積極的な広報・啓発活動を展開する。

e 自転車の安全利用の推進

自転車教室をはじめとして、その他の交通安全教育や各季の交通安全運動などあらゆる機会を通じて、自転車事故の実態や原因について理解を促し、自転車の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を推進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図り、自転車の安全利用を推進する。

また、定期的な自転車の点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務及び全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の周知徹底に努める。

f 二輪車事故防止・暴走族追放に向けた取組の促進

市内で二輪車事故の割合が高いことを踏まえ、二輪車事故防止、ヘルメット・プロテクターの正しい着用、暴走族追放等の広報啓発活動を推進し、交通安全意識

の向上を図る。

g 飲酒運転根絶に向けた取組の推進

飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さについて訴え、「飲酒運転をしない、させない、許さない」社会づくりを進め、「ハンドルキーパー運動」など飲酒運転根絶に向けた取組を強力に推進する。

h 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

全ての座席のシートベルト着用の周知と徹底を図るとともに、シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性と着用効果について周知し、着用率向上と正しい着用を推進する。

i 違法駐車・放置自転車等追放運動の推進

交通事故や渋滞の原因となる違法駐車や、歩行者の通行妨害となる自転車の放置行為などを追放し、日常における安全で円滑な交通環境を確保する運動として広く展開する。

j 夕暮れ時における前照灯の早め点灯等の促進

昼間の明るさから夜の暗さに移る間の夕暮れ時は、交通事故が多発する時間帯であることから、車両運転者に日没1時間前には、前照灯を点灯するよう呼びかけるとともに、対向車や先行車がない場合には走行用前照灯（ハイビーム）を使用するなど、道路状況に応じた効果的な活用を促す。

また、歩行者などには外出時における反射材用品の着用を呼びかけ、活用促進を図る。

k 踏切の交通事故防止対策の推進

踏切事故は、死傷者を生じるだけでなく鉄道運行にも重大な支障をもたらすものであるため、キャンペーン等を通じて、踏切事故防止対策を積極的に推進する。

(オ) 特定日

毎月1日を「県民交通安全の日」、毎月5日を「チリリン・デー」、毎月15日を「高齢者交通安全の日」、2月を除く毎月30日を「ゾーン30の日」、5月20日と9月30日を「交通事故死ゼロを目指す日」及び4月10日を「シートベルトの日」として、実施（推進）機関・団体は、相互に連携して、広報啓発活動等の交通安全活動を実施する。

(カ) 各季の運動

実施（推進）機関・団体と連携して、広報啓発活動等の交通安全活動を実施する。

a 新入学児童・園児を交通事故から守る運動

実施期間 4月5日～4月11日

b 春の全国交通安全運動

実施期間 5月11日～5月20日

c 夏の交通事故防止運動

実施期間 7月11日～7月20日

d 秋の全国交通安全運動

実施期間 9月21日～9月30日

e 年末の交通事故防止運動

実施期間 12月11日～12月20日

(キ) 強化月間

5月を「九都縣市一斉自転車マナーアップ強化月間」、6月を「二輪車交通事故防止強化月間」及び「暴走族追放強化月間」、12月を「飲酒運転根絶強化月間」として、実施（推進）機関・団体等と連携して、広報啓発活動等の交通安全活動を実施する。

(ク) 特別対策

神奈川県交通安全対策協議会会長による事故多発地域の指定があった際などに、状況に応じた対策を実施する。

主な事業内容	事業費(千円)
市民総ぐるみ運動事業	8,937

(2) 自転車の安全
利用の推進

[市民文化局]
[区役所・支所]
[建設緑政局]

平成29年5月に施行された「自転車活用推進法」の基本理念を踏まえ、「通行環境整備」、「駐輪対策」、「自転車の活用」、「ルール・マナー啓発」の4つの柱（基本政策）をもとに、「安全・安心で魅力と活力のある自転車を活用したまちづくりの推進」に向けて、総合的に取り組んでいく必要があることから、「川崎市自転車活用推進計画」（令和4年3月改定）に基づき施策を推進する。

ア 自転車マナーアップ推進事業

制服姿の「自転車マナーアップ指導員」が自転車交通事故多発地域である市内を巡回し、自転車のルールを守らない自転車利用者に対して、直接呼びかけることで是正を促し、マナーの向上を図る。

主な事業内容	事業費(千円)
自転車マナーアップ推進事業	9,248

イ キャンペーン等啓発活動の推進

警察署、関係機関等と連携を図りながら、街頭での啓発活動を推進する。

ウ 自転車交通安全教室の開催

学校などを中心に区役所職員や交通安全指導員による自転車安全教室を実施し、安全な自転車の乗り方や自転車利用のルール・マナーを指導する。

エ 教養効果の持続に向けた取組

交通安全教室修了者に自転車安全運転者証を交付し、安全運転への意識を継続的に高める。

オ 自転車の点検整備及び保険加入に向けた取組

「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行（自転車損害賠償責任保険等の加入義務化については令和元年10月1日施行）に基づき、自転車の点検整備や自転車損害賠償責任保険等への加入を促進し、万が一の事故に備えた啓発を実施する。

カ 広域連携

九都県市による「首都圏自転車安全利用対策協議会」を通じて他都市と連携を図り、広域的な自転車の安全利用の推進に向けて取り組む。

(3) 二輪車事故防止運動の推進
[市民文化局]
[区役所・支所]

二輪車乗車中の死亡事故を抑止するため、関係機関・団体等と連携し、キャンペーン等のあらゆる機会を通じて、ヘルメットやプロテクターの着用の啓発や二輪車の交通安全教室を実施していく。

<p>(4) 飲酒運転根絶運動の推進 [市民文化局] [区役所・支所]</p>	<p>飲酒運転根絶に向けた広報啓発活動を推進する。</p> <p>ア 啓発チラシ・ステッカー・冊子等の作成及び配布</p> <p>本人だけでなく、周辺者も処罰の対象となり、悲惨な事故を引き起こす飲酒運転の根絶を図るため、啓発チラシ等を作成し「飲酒運転根絶強化月間」のみならず、地区交通安全対策協議会の活動等、あらゆる機会をとらえてこれらの啓発物品を効果的に活用した広報啓発活動を展開し「飲酒運転は重大な犯罪であり絶対に許さない」という気運を高める。</p> <p>イ ハンドルキーパー運動の推進</p> <p>自動車で飲食店に行き飲食する場合、仲間同士であらかじめ飲酒しない人を決めておき、その人が仲間を安全に自宅まで送り飲酒運転を防止する「ハンドルキーパー運動」の定着化に向けて、警察や関係団体と相互に連携してキャンペーン等の効果的な啓発活動を推進する。</p>
<p>(5) 反射材の普及促進 [市民文化局] [区役所・支所]</p>	<p>夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進する。また、反射材の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施及び関係機関・団体等と協力し、「かわさき多摩川マラソン」等のイベントを通じ、啓発や展示会等を開催する。</p> <p>反射材の普及は、全年齢層を対象とするが、特に高齢者に対しては、「老人クラブ」などの高齢者が集まる機会を通じて、反射材の啓発活動を実施する。</p>
<p>(6) 「セーフティ・チャレンジ・かながわ」への参加 [市民文化局] [区役所・支所]</p>	<p>自動車等の安全運転（無事故・無違反）にチャレンジするコンクール「セーフティ・チャレンジ・かながわ」の共催者として、ポスターの掲示、申込書の配布等により、市民に積極的に参加を呼びかける。</p>
<p>(7) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 [市民文化局]</p>	<p>交通安全推進団体等との連携として、「川崎市市民総ぐるみ運動」を始めとする交通安全運動を効果的に推進するとともに、交通安全対策協議会、交通安全協会、交通安全母の会、町内会・自治会の交通部等の地域交通安全推進団体が、それぞれの地域特性を生かし、日常生活と密着した自</p>

[区役所・支所]	主的な交通安全活動ができるよう支援を行う。
----------	-----------------------

第3節 安全運転の確保

1 交通労働災害の防止等

3,596千円(1,136千円)

計画概要(細目)	事業内容								
<p>交通労働災害の防止等 [経済労働局]</p>	<p>労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等適正な労働条件を確保するため、「労働基準法(昭和22年法律第49号)」などの関係法令及び「交通労働災害防止のためのガイドライン」の遵守が徹底されるよう、啓発活動及び相談業務により労働環境の改善を図り、あわせて災害防止の一環として次の事項を実施する。</p> <p>ア 労働条件確保のための相談</p> <p>勤労市民が抱える労働問題(労働時間、賃金、休日等)について幅広く対応するために、労働基準法などの関係法令が遵守されるよう啓発活動を推進し、労働条件のアドバイス、労働環境等の問題解決のために労働相談業務の充実を図る。さらに、労働基準監督署、公共職業安定所等の関係行政機関との情報交換を密にして勤労市民の労働条件の改善を図る。</p> <p>イ 労働災害防止研究集会の開催</p> <p>労働災害防止事業の一環として、市内各事業所から労働災害をなくし安心して働ける職場環境をつくるために、川崎市、使用者団体、労働団体、労働基準監督署等が協力し研究集会を開催する。</p> <p>ウ 川崎市労働災害防止功労者及び功労団体の表彰</p> <p>川崎市の労働者福祉対策の一環として、労働災害防止に貢献のあった個人及び団体に対して表彰を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="525 1592 1348 1794"> <thead> <tr> <th>主な事業内容</th> <th>事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用労働対策事業費</td> <td>3,033</td> </tr> <tr> <td>労政事業費</td> <td>563</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,596</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業内容	事業費(千円)	雇用労働対策事業費	3,033	労政事業費	563	計	3,596
主な事業内容	事業費(千円)								
雇用労働対策事業費	3,033								
労政事業費	563								
計	3,596								

2 危険物等輸送に関する情報提供の充実等

計画概要（細目）	事業内容							
<p>危険物等輸送に関する安全確保 [消防局]</p>	<p>危険物や高圧ガス輸送車両の事故による災害を未然に防止するため、イエローカード（危険有害連絡カード）等の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について危険物等運送事業者への指導を強化する。</p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="518 577 1037 627">主な事業内容</th> <th data-bbox="1043 577 1347 627">事業回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="518 627 1037 725">危険物等輸送車両の指導取締強化 月間の実施</td> <td data-bbox="1043 627 1347 725">1回（11月）</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業内容	事業回数	危険物等輸送車両の指導取締強化 月間の実施	1回（11月）	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1050 577 1340 627">事業回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1050 627 1340 725">1回（11月）</td> </tr> </tbody> </table>	事業回数	1回（11月）
主な事業内容	事業回数							
危険物等輸送車両の指導取締強化 月間の実施	1回（11月）							
事業回数								
1回（11月）								

3 エコドライブ等の推進	
計画概要（細目）	事業内容
<p>エコドライブ等の推進 [環境局]</p> <p>[交通局]</p>	<p>ア エコドライブの普及啓発の実施 エコドライブ講習会の開催、イベントでの啓発活動などを通じて、市民・事業者へのエコドライブの普及啓発を行う。 また、「かわさきエコドライブ宣言登録制度」を、市内在住・在勤の方、市内事業者、市内を走行する運送事業者などに広め、エコドライブのより一層の普及を図る。 なお、宣言登録は市ホームページ上から申請することができ、登録した人・事業者には、宣言登録証、ステッカー等を交付する。</p> <p>イ 広域連携 九都県市首脳会議環境問題対策委員会・大気保全専門部会等を通じて他都市との連携を図り、広域的なエコドライブ推進に向け取り組む。</p> <p>ウ アイドリングストップ 市バスでは、引き続き、アイドリングストップアンドスタート装置を搭載した新規車両を導入する。 また、真夏日における起点を除き、起終点や交差点停止時には、アイドリングストップを実践する。</p> <p>エ エコドライブ宣言の事業者登録 市バス営業所をかわさきエコドライブ事業者として登録し、研修などにおいて運転手にエコドライブの励行を促すことで、地球環境を保護するとともに、燃料の節約に取り組む。</p> <p>オ 省エネルギー運転(エコドライブ)等研修の参加 市バスでは、運転手を省エネルギー運転(エコドライブ)等研修に派遣し、環境改善や燃費等のコスト意識について学ぶことで、省エネルギー運転を意識した運転に取り組むとともに、安全運転に寄与する。</p>

第4節 暴走族等対策の推進	
暴走族等対策への取組	
計画概要（細目）	事業内容
暴走族等対策への取組 [市民文化局] [教育委員会] [区役所・支所]	<p>家庭、学校、職場及び地域において、暴走族の反社会性などを周知し、暴走族に加入しない運動を推進する。</p> <p>ア 家庭では、親子で車両による暴走行為問題について話し合い、暴走族の芽が育たない環境をつくるため、関係機関・団体と連携した広報・啓発活動を推進する。</p> <p>イ 中・高校生を対象に自転車の交通安全教室等の機会を活用し、「暴走はしない」「暴走族には参加しない」運動を推進する。</p> <p>ウ 学校の希望に応じて、警察の協力による暴走族加入防止教室を開催し、暴走族の加入の未然阻止や離脱の促進を図る。</p> <p>エ 職場では、働く青少年が「暴走族に加入しない」運動を推進する。</p>

第5節 救助・救急活動の充実									
1 救助・救急体制の整備									
256,523千円(215,489千円)									
計画概要(細目)	事業内容								
(1) 救助体制の整備・拡充 [消防局]	交通事故に起因する救助活動及び事故内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図り、救助活動の円滑な実施を図る。								
(2) 多数傷者発生時における救助・救急体制の整備 [消防局]	大規模な交通事故等、多数の負傷者が発生する事故に対処するため、緊急連絡体制の整備、救護訓練及びDMAT(災害派遣医療チーム)との連携の実施等、集団救助・救急体制を推進する。								
(3) 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発の推進 [消防局]	現場におけるバイスタンダー(現場に居合わせた人)による応急手当により、救命効果の向上が図られることから、心肺蘇生法、自動体外式除細動器(AED)の使用などの応急手当について、講習会を開催し、普及啓発活動を推進する。 また、救急要請受信時における心肺蘇生法等の応急手当方法の指導を推進する。								
(4) 救急救命士の養成・配置等の促進 [消防局]	プレホスピタルケア(救急現場及び搬送途上における応急処置)の充実のため、救急救命士の養成を図る。また、医師の具体的な指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保し、メディカルコントロール体制の充実を図る。								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">主な事業内容</th> <th style="text-align: center;">事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救急救命士の病院実習受入病院への支援</td> <td style="text-align: center;">4病院</td> </tr> <tr> <td>救急救命士の養成人員</td> <td style="text-align: center;">7人</td> </tr> <tr> <td>救急救命士、医師等による症例検討会</td> <td style="text-align: center;">5回</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業内容	事業量	救急救命士の病院実習受入病院への支援	4病院	救急救命士の養成人員	7人	救急救命士、医師等による症例検討会	5回
主な事業内容	事業量								
救急救命士の病院実習受入病院への支援	4病院								
救急救命士の養成人員	7人								
救急救命士、医師等による症例検討会	5回								
(5) 救急用資機材の整備の促進 [消防局]	救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう高規格救急自動車、高度救命処置用資器材等の整備を推進する。 ・高規格救急自動車の整備 7台(更新及び新規)								

<p>(6) 消防ヘリコプターによる救急業務の推進 [消防局]</p>	<p>迅速な傷病者搬送を行うためヘリコプターの積極的活用を推進する。</p>												
<p>(7) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 [消防局]</p>	<p>複雑多様化する救助及び救急事案に対応するため、教育訓練を充実し、救助隊員並びに救急隊員の知識・技術の向上を図ると共に関係機関との連携を強化する（道路管理者・警察署等、関係機関との交通事故対応総合訓練の実施）。</p>												
<p>(8) 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備 [消防局]</p>	<p>関係機関との連絡会議を開催し、協力して適切かつ効率的な救急業務体制を整備する。</p> <table border="1" data-bbox="528 815 1366 1019"> <thead> <tr> <th>主な事業内容</th> <th>事業回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速道路神奈川県消防協議会</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>東名高速道路消防連絡協議会</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>中央自動車道消防連絡協議会</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業内容	事業回数	高速道路神奈川県消防協議会	1回	東名高速道路消防連絡協議会	1回	中央自動車道消防連絡協議会	1回				
主な事業内容	事業回数												
高速道路神奈川県消防協議会	1回												
東名高速道路消防連絡協議会	1回												
中央自動車道消防連絡協議会	1回												
	<table border="1" data-bbox="528 1111 1366 1753"> <thead> <tr> <th>主な事業内容</th> <th>事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高規格救急自動車の整備 ・高規格救急自動車（7台） （資機材一式を含む。）</td> <td>241,978</td> </tr> <tr> <td>救助隊員教育訓練 ・特別高度救助隊員研修（8人） ・交通事故対応訓練（80人）</td> <td>0 198</td> </tr> <tr> <td>救急隊員教育訓練 ・救急科（15人） ・救急救命士（7人） ・救急活動想定訓練（88人）</td> <td>1,519 12,554 264</td> </tr> <tr> <td>高速道路神奈川県消防協議会（1回）</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>256,523</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業内容	事業費(千円)	高規格救急自動車の整備 ・高規格救急自動車（7台） （資機材一式を含む。）	241,978	救助隊員教育訓練 ・特別高度救助隊員研修（8人） ・交通事故対応訓練（80人）	0 198	救急隊員教育訓練 ・救急科（15人） ・救急救命士（7人） ・救急活動想定訓練（88人）	1,519 12,554 264	高速道路神奈川県消防協議会（1回）	10	計	256,523
主な事業内容	事業費(千円)												
高規格救急自動車の整備 ・高規格救急自動車（7台） （資機材一式を含む。）	241,978												
救助隊員教育訓練 ・特別高度救助隊員研修（8人） ・交通事故対応訓練（80人）	0 198												
救急隊員教育訓練 ・救急科（15人） ・救急救命士（7人） ・救急活動想定訓練（88人）	1,519 12,554 264												
高速道路神奈川県消防協議会（1回）	10												
計	256,523												

2 救急医療体制の確保

270,960 千円 (126,939 千円)

計画概要 (細目)	事業内容																	
<p>救急医療機関等の確保 [健康福祉局]</p>	<p>救急医療体制としては、市内には救急告示医療機関として26箇所が指定を受けているほか、聖マリアンナ医科大学病院、日本医科大学武蔵小杉病院及び川崎市立川崎病院において救命救急センターが開設されている。</p> <p>なお、救急医療及び救急業務の正しい理解と認識を深めるため、9月9日の「救急の日」を含む1週間を「救急医療週間」として、ポスターの掲示、啓発物品の配布等を実施し、普及啓発を図っている。</p>																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 772 1102 828">主な事業内容</th> <th data-bbox="1102 772 1404 828">事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 828 1102 884">救急告示医療機関確保事業</td> <td data-bbox="1102 828 1404 884">68,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 884 1102 940">夜間急患診療委託事業</td> <td data-bbox="1102 884 1404 940">59,787</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 940 1102 996">病院群輪番制運営費 (一般)</td> <td data-bbox="1102 940 1404 996">50,013</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 996 1102 1052">救急第二次応需委託 (内科・外科分)</td> <td data-bbox="1102 996 1404 1052">34,221</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1052 1102 1108">救命救急センター運営事業</td> <td data-bbox="1102 1052 1404 1108">58,841</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1108 1102 1164">救急の日及び救急医療週間事業</td> <td data-bbox="1102 1108 1404 1164">98</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1164 1102 1176" style="text-align: center;">計</td> <td data-bbox="1102 1164 1404 1176">270,960</td> </tr> </tbody> </table>		主な事業内容	事業費(千円)	救急告示医療機関確保事業	68,000	夜間急患診療委託事業	59,787	病院群輪番制運営費 (一般)	50,013	救急第二次応需委託 (内科・外科分)	34,221	救命救急センター運営事業	58,841	救急の日及び救急医療週間事業	98	計	270,960
主な事業内容	事業費(千円)																	
救急告示医療機関確保事業	68,000																	
夜間急患診療委託事業	59,787																	
病院群輪番制運営費 (一般)	50,013																	
救急第二次応需委託 (内科・外科分)	34,221																	
救命救急センター運営事業	58,841																	
救急の日及び救急医療週間事業	98																	
計	270,960																	

3 救急関係機関の協力関係の確保等

計画概要（細目）	事業内容
救急関係機関の協力関係の確保等 [消防局]	市内の救急告示医療機関に対し、傷病者の迅速な受入れについて依頼するとともに、各種意見交換会等により、相互連携体制を確立する。

第6節 交通事故被害者等に対する支援

1 交通事故相談活動の充実

2,081千円 (2,041千円)

計画概要（細目）	事業内容				
<p>交通事故相談所の運営 [市民文化局]</p>	<p>川崎市交通事故相談所を高津区役所地域振興課内及び中原区役所地域振興課内に設置し、交通事故の被害者・加害者及びその家族等の事故補償や保険等について相談に応じるため、交通事故相談員及び弁護士を配置する。より専門的な相談を希望する場合は、弁護士・交通事故紛争センター等専門機関へのあっせん等を行う。</p> <p>また、交通事故に遭った場合の事故処理や賠償問題などについてまとめた小冊子「交通事故による損害賠償の手引き」を配布する。</p> <table border="1" data-bbox="525 920 1377 1046"> <thead> <tr> <th data-bbox="525 920 1121 976">主な事業内容</th> <th data-bbox="1121 920 1377 976">事業費（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="525 976 1121 1046">川崎市交通事故相談所の運営</td> <td data-bbox="1121 976 1377 1046">2,081</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業内容	事業費（千円）	川崎市交通事故相談所の運営	2,081
主な事業内容	事業費（千円）				
川崎市交通事故相談所の運営	2,081				

2 交通遺児家庭に対する支援

3,070 千円 (2,919 千円)

計画概要 (細目)

事業内容

ひとり親家庭等の自立支援
[こども未来局]

「川崎市災害遺児等福祉手当支給条例 (昭和44年条例第11号)」に基づき、災害により児童の父又は母等が死亡し、又は身体に重度の障害を有することとなった場合、児童を扶養している保護者等に手当を支給し児童の福祉の増進を図る。

また、「川崎市災害遺児等援護事業実施要綱」に基づき、災害により児童と同一生計を営む父又は母等が死亡したとき、災害遺児及びその家族の福祉の増進を図ることを目的とし、小学校、中学校入学祝金等及び中学校卒業祝金の支給を行っている。

災害遺児等援護事業

主な事業内容	事業費 (千円)
災害遺児等福祉手当	1,860
災害遺児等援護事業基金事業	1,210
計	3,070

3 交通事故被害者遺族に対する支援

2,914 千円 (2,954 千円)

計画概要（細目）	事業内容					
<p>交通事故被害者 遺族に対する支援 [健康福祉局]</p>	<p>交通事故死亡者の遺族に対する弔慰金の贈呈 市内に居住する者が交通事故により死亡したときに、「川崎市災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例（昭和40年条例第32号）」に基づき、死亡者の遺族に対して死亡者1人につき20,000円の弔慰金を交付する。</p>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 622 1118 674">主な事業内容</th> <th data-bbox="1118 622 1406 674">事業費（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 674 1118 824"> <p>災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害見舞金・弔慰金（交通事故等）の交付</p> </td> <td data-bbox="1118 674 1406 824"> <p>2,914</p> </td> </tr> </tbody> </table>	主な事業内容	事業費（千円）	<p>災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害見舞金・弔慰金（交通事故等）の交付</p>	<p>2,914</p>		
主な事業内容	事業費（千円）					
<p>災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害見舞金・弔慰金（交通事故等）の交付</p>	<p>2,914</p>					

第2章 踏切道における交通の安全

踏切道の交通安全の施策の促進										
4,473,748千円(4,392,887千円)										
計画概要(細目)	事業内容									
踏切道の交通安全の施策の促進 [建設緑政局]	<p>ア 京浜急行大師線連続立体交差事業</p> <p>平成5年度に事業認可を受け、平成17年度から1期区間(小島新田駅～東門前駅)の工事に着手しており、平成31年3月に地下切替を実施したことにより産業道路第1踏切他3箇所の踏切を除却し、令和5年度は早期の完成に向け駅舎整備等の工事を進めている。</p> <p>また、1期区間(東門前駅～川崎大師駅 鈴木町すり付け)の工事着手に係る検討を進めている。</p>									
	<p>イ JR南武線連続立体交差事業</p> <p>JR南武線の矢向駅～武蔵小杉駅間の連続立体交差化に向けた取組を進めている。</p>									
	<p>ウ 都市計画道路荏宿小田中線単独立体交差事業</p> <p>東急東横線・目黒線の武蔵小杉1号踏切の道路をアンダーパス化することにより除却する事業として、平成12年度に事業認可を取得し、令和2年度よりアンダーパスの本体工事を4年間契約で実施しており、早期の完成に向けた取組を継続する。</p>									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">主な事業内容</th> <th style="width: 30%;">事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京浜急行大師線連続立体交差事業費</td> <td style="text-align: right;">1,286,394</td> </tr> <tr> <td>JR南武線連続立体交差事業費</td> <td style="text-align: right;">448,314</td> </tr> <tr> <td>都市計画道路荏宿小田中線単独立体交差事業費</td> <td style="text-align: right;">1,530,331</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">3,265,039</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業内容	事業費(千円)	京浜急行大師線連続立体交差事業費	1,286,394	JR南武線連続立体交差事業費	448,314	都市計画道路荏宿小田中線単独立体交差事業費	1,530,331	計
主な事業内容	事業費(千円)									
京浜急行大師線連続立体交差事業費	1,286,394									
JR南武線連続立体交差事業費	448,314									
都市計画道路荏宿小田中線単独立体交差事業費	1,530,331									
計	3,265,039									

[まちづくり局]

エ 南武線駅アクセス向上等整備事業

平成21年度に策定した「南武線駅アクセス向上方策案」に基づき、橋上駅舎化等の取組を進めており、令和3年度に津田山駅橋上駅舎化の事業が完了し、現在、稲田堤駅の工事を進めている。

主な事業内容	事業費（千円）
南武線駅アクセス向上等整備事業	1,208,709

令和 5 年 度

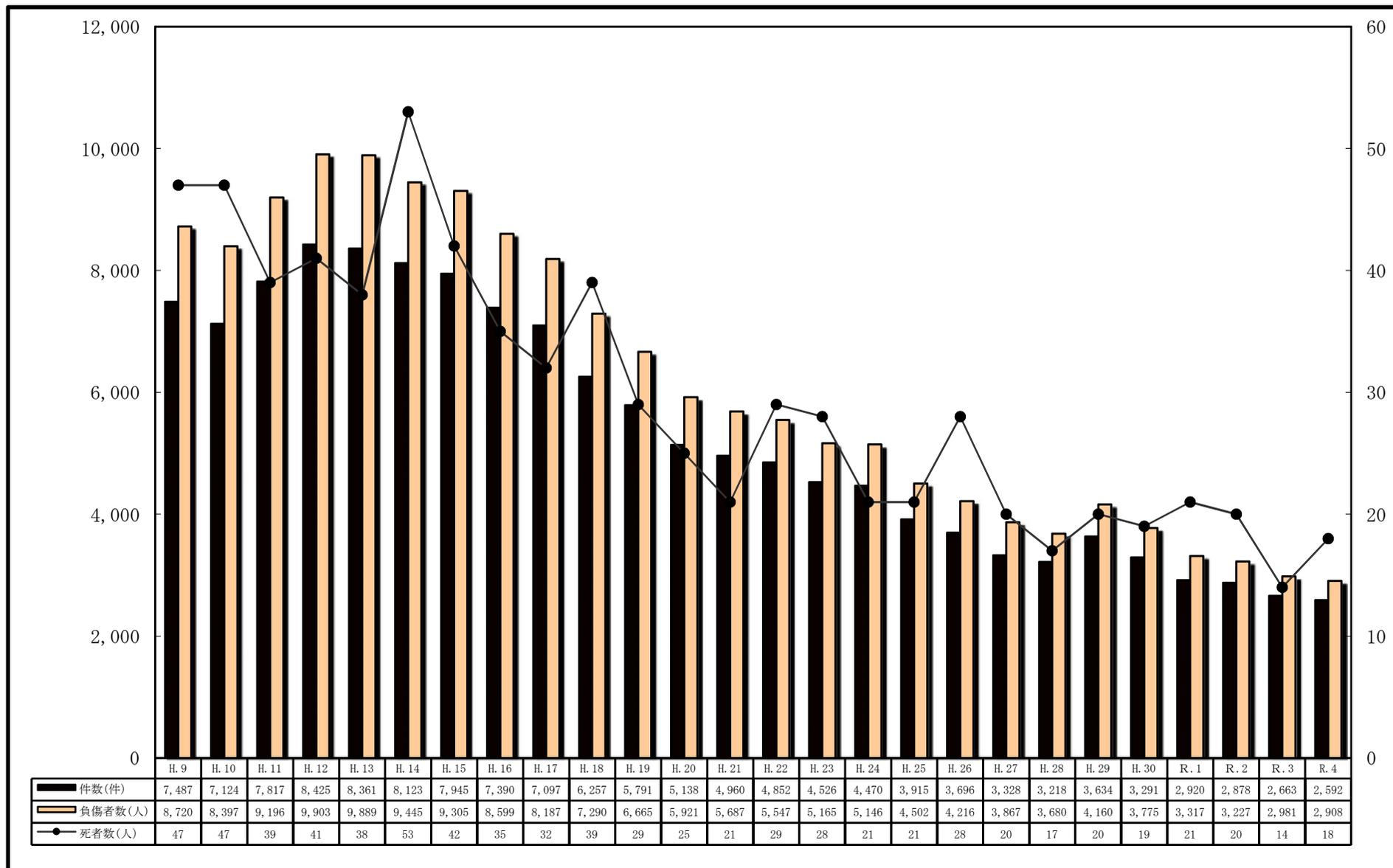
川崎市交通安全実施計画付属書類

目 次

1	交通事故発生状況	
(1)	交通事故の推移	1
(2)	各種交通事故の推移	2
(3)	区別事故の推移	3
(4)	交通環境と事故の推移	4
2	令和4年度事業実績	
(1)	道路の新設・改築等整備	5
(2)	交通安全施設の整備	5
(3)	道路占用の適正化	5
(4)	通学路の安全対策	6
(5)	バリアフリー化等による整備	6
(6)	交通需要マネジメントの推進	6
(7)	災害に備えた道路交通環境の整備	6
(8)	街区公園等の整備	7
(9)	学校開放の推進	7
(10)	こどもの遊び場整備事業	7
(11)	子どもの安全の確保	7
(12)	駐車場整備・荷さばき対策	7
(13)	放置自転車対策	8
(14)	危険物の輸送に関する安全確保	8
(15)	交通安全教育	8
(16)	交通安全市民総ぐるみ運動の推進	8
(17)	交通安全広報活動	8
(18)	自転車の安全利用の推進	9
(19)	救急・救助体制の充実	9
(20)	救急医療の整備充実	9
(21)	被害者援護対策の充実	10
(22)	踏切道の整備	10
3	交通安全対策基本法等	
(1)	交通安全対策基本法（抄）	11
(2)	交通安全対策基本法施行令（抄）	16
(3)	平成12年度総理府告示第61号	17
(4)	川崎市交通安全対策会議条例	18
(5)	川崎市交通安全対策会議運営要綱	20

1 交通事故発生状況

(1) 交通事故の推移



※各年12月末現在

(2) 各種交通事故の推移

年別	全事故			歩行者事故			自転車事故			二輪車事故		
	件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者
H 25	3,915	21	4,502	696	6	708	1,162	7	1,144	1,213	7	1,055
H 26	3,696	28	4,216	654	12	648	1,097	4	1,052	1,109	12	968
H 27	3,328	20	3,867	642	8	648	900	1	877	1,007	9	847
H 28	3,218	17	3,680	617	7	625	899	1	869	933	7	800
H29	3,643	20	4,160	683	5	688	1,115	7	1,081	1,071	7	926
H30	3,291	19	3,775	683	5	688	1,000	7	1,081	942	7	926
R 1	2,920	21	3,317	558	11	555	923	3	892	820	7	741
R 2	2,878	20	3,227	542	7	538	947	4	891	879	8	750
R 3	2,663	14	2,981	525	4	530	851	1	800	798	6	690
R 4	2,592	18	2,908	491	9	483	865	4	826	706	3	619

内訳

子どもの事故 (15歳以下)			高齢者の事故 (65歳以上)		
件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者
374	1	385	1,016	10	563
321	0	330	1,034	5	533
274	2	287	961	6	496
278	0	303	987	8	512
308	0	324	1,142	7	614
286	0	324	1,004	7	614
240	0	249	901	13	461
210	0	217	892	10	482
188	0	200	807	2	434
192	1	193	815	6	413

※各年12月末現在

(3) 区別事故の推移

年別	川崎区			幸区			中原区			高津区			宮前区			多摩区			麻生区		
	件数	死者	負傷者																		
H 25	818	12	917	453	1	526	404	3	449	668	1	760	646	3	754	576	0	667	350	1	429
H 26	714	10	810	466	3	541	418	1	470	662	2	764	563	8	634	544	2	609	329	2	388
H 27	679	7	792	453	2	534	373	3	423	503	3	589	455	3	530	547	2	633	318	0	366
H 28	632	5	727	423	1	494	320	2	352	491	4	571	474	2	542	514	2	588	364	1	406
H 29	764	6	881	415	4	481	398	2	442	466	3	542	607	3	684	543	1	624	441	1	506
H 30	821	9	932	333	2	387	334	0	365	415	1	490	523	4	595	494	3	584	371	0	422
R 1	744	8	843	261	1	299	269	0	309	375	6	425	418	2	473	504	3	571	349	1	397
R 2	679	4	745	268	2	314	269	4	293	469	2	529	412	4	460	450	3	494	331	1	392
R 3	519	7	597	275	1	309	268	2	302	451	1	501	391	0	423	464	2	510	295	1	339
R 4	573	3	625	279	4	304	274	1	311	407	2	465	356	4	402	373	3	429	330	1	372

※各年12月末現在

(4) 交通環境と事故の推移

年別	件数	死者	負傷者	人口 (人)	人口10万人当たり			道路延長 (km)	道路10km当たり			免許人口 (人)	免許人口1万人当たり		
					件数	死者	負傷者		件数	死者	負傷者		件数	死者	負傷者
H 25	3,915	21	4,502	1,450,097	270.0	1.4	310.5	2,488.9	15.7	0.1	18.1	860,369	45.5	0.2	52.3
H 26	3,696	28	4,216	1,461,909	252.8	1.9	288.4	2,492.0	14.8	0.1	16.9	868,938	42.5	0.3	48.5
H 27	3,328	20	3,867	1,477,233	225.3	1.4	261.8	2,495.9	13.3	0.1	15.5	876,327	38.0	0.2	44.1
H 28	3,218	17	3,680	1,491,577	215.7	1.1	246.7	2,496.8	12.9	0.1	14.7	883,939	36.4	0.2	41.6
H 29	3,634	20	4,160	1,505,357	241.4	1.3	276.3	2,498.1	14.5	0.1	16.7	892,263	40.7	0.2	46.6
H 30	3,291	19	3,775	1,517,756	216.8	1.3	248.7	2,499.3	13.2	0.1	15.1	901,624	36.5	0.2	41.9
R 1	2,920	21	3,317	1,531,646	190.6	1.4	216.6	2,500.6	11.7	0.1	13.3	907,806	32.2	0.2	36.5
R 2	2,878	20	3,227	1,538,952	187.0	1.3	209.7	2,500.9	11.5	0.1	12.9	912,692	31.5	0.2	35.4
R 3	2,663	14	2,981	1,538,825	173.1	0.9	193.7	2,500.9	10.6	0.1	11.9	916,767	29.0	0.2	32.5
R 4	2,592	18	2,908	1,540,516	168.3	1.2	188.8	2,502.2	10.4	0.1	11.6	920,430	28.2	0.2	31.6

※人口は各年の翌年1月1日現在、免許人口は各年12月末日現在、道路延長は各年4月1日現在。

※R3の人口を訂正

2 令和4年度事業実績

(1) 道路の新設・改築等整備【建設緑政局】

事業内容	事業量	事業費（千円）
都市計画道路改良		
工事費	2583.0 m	1,981,496
用地補償費	1155.32 m ²	1,432,029
国県道道路改良		
工事費	200.0 m	26,302
用地補償費	152.95 m ²	267,119
市道道路改良		
工事費	586.0 m	448,795
用地補償費	0 m ²	0
橋りょう整備		1,943,262
計		6,099,003

(2) 交通安全施設の整備【建設緑政局】

事業内容	事業量	事業費（千円）
歩道	749.7 m	97,425
交差点改良	19箇所	20,239
防護さく	0.46 km	15,681
道路照明	178基	171,401
道路標識	5基	1,107
道路反射鏡	35基	12,995
その他		1,061,298
計		1,380,146

(3) 道路占用の適正化【建設緑政局】

事業内容	事業量	事業費（千円）
道路占用未申請物件調査委託	80件	3,248
違反広告物除却清掃委託	85回	4,488
道路占用調整協議会負担金		100
計		7,836

(4) 通学路の安全対策【教育委員会、市民文化局】

事業内容	事業量	事業費（千円）
スクールゾーン路面標示	93 箇所	4,378
電柱巻付標示「通学路」	592 箇所	4,364
交通安全ランドセルカバー配布	13,350 枚	0
地域交通安全員の配置	100 箇所	46,703
計		55,445

(5) バリアフリー化等による整備【建設緑政局】

事業内容	事業量	事業費（千円）
4地区（川崎駅周辺、溝口駅周辺、津田山・久地・宿河原駅周辺、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺）	4 地区	27,645
計		27,645

(6) 交通需要マネジメントの推進【交通局、まちづくり局】

事業内容	事業量	事業費（千円）
公共車両優先システム用バス車載器賃借料	20 両	93
バス接近表示機設置	2 基	348
計		441

(7) 災害に備えた道路交通環境の整備【まちづくり局】

事業内容	事業量	事業費（千円）
川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成制度（通行障害）	耐震診断 0件	0
	耐震設計 0件	0
	耐震改修 0件	0
計		0
川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業	耐震診断 3件	10,270
	耐震設計 1件	1,750
	耐震改修 3件	16,577
	除却 4件	40,587
計		69,184
合計		69,184

(8) 街区公園等の整備【建設緑政局】

事業内容	事業量	事業費 (千円)
住区基幹公園	3 箇所	229,389
都市基幹公園	3 箇所	661,430
都市緑地整備	0 箇所	0
計		890,819

(9) 学校開放の推進【教育委員会】

事業内容	事業量	事業費 (千円)
学校開放		96,678
・校庭開放	145 校	
・体育館開放	167 校	
・特別教室開放	133 校	
・夜間校庭開放	7 校	
計		96,678

(10) こどもの遊び場事業【こども未来局】

事業内容	事業量	事業費 (千円)
遊具・砂場の補修		
ちびっこ広場の補修	5 箇所	577
その他		
計		577

(11) 子どもの安全の確保【こども未来局】

事業内容	事業量	事業費 (千円)
こども文化センター	58 館	
わくわくプラザ	114 箇所	3,738,907
計		3,738,907

(12) 駐車場整備・荷さばき対策【まちづくり局】

事業内容	事業量	事業費 (千円)
駐車場整備・荷さばき対策業務	年間	1,785
計		1,785

(13) 放置自転車対策【建設緑政局】

事業内容	事業量	事業費（千円）
自転車放置防止対策 自転車等駐車場管理業務 撤去した自転車等の保管返還業務 自転車対策の広報啓発活動ほか	年間	1,082,970
計		1,082,970

(14) 危険物の輸送に関する安全確保【消防局】

事業内容	事業回数	事業費（千円）
危険物輸送車両の一斉立入検査	1 回	28
危険物移動タンク貯蔵所の安全担当者を対象とした講習会	1 回	7
計		35

(15) 交通安全教育【市民文化局、交通局】

事業内容	事業量	事業費（千円）
交通安全教育教材（DVD）	5 枚	344
交通安全教室等	歩行 386 回 自転車 142 回	20,798
交通安全パンフレット	15,990 枚	493
計		21,635

(16) 交通安全市民総ぐるみ運動の推進【市民文化局】

事業内容	事業量	事業費（千円）
交通安全市民総ぐるみ運動事業	年間	8,937
計		8,937

(17) 交通安全広報活動【市民文化局】

事業内容	事業量	事業費（千円）
電柱幕制作委託	98 枚	384
計		384

(18) 自転車の安全利用の推進【市民文化局】

事業内容	事業量	事業費（千円）
自転車マナーアップ推進事業	年間	8,807
計		8,807

(19) 救急・救助体制の充実【消防局】

事業内容	事業量	事業費（千円）
救急現場等における応急処置の充実 高規格救急自動車の導入 (資機材一式を含む。)	6 台	199,452
医療機関との連携強化 救急業務情報の提供委託	3 箇所	11,577
救助隊員及び救急隊員の教育訓練 (救助隊員)		
特別高度救助隊員研修	10 人	0
交通事故対応訓練 (救急隊員)	118 人	198
神奈川県消防学校 救急科	23 人	1,940
救急振興財団等 救急救命士課程	7 人	13,579
救急隊員研修等	291 人	282
救急技術確認訓練	54 人	176
高速道路神奈川県消防協議会	1 回	10
計		227,214

(20) 救急医療の整備充実【健康福祉局】

事業内容	事業量	事業費（千円）
救急告示医療機関確保事業		67,983
救急救命センター運営事業		58,841
救急の日及び救急医療週間事業		133
計		126,957

(21) 被害者援護対策の充実【市民文化局、こども未来局、健康福祉局】

事業内容	事業量	事業費（千円）
交通事故相談所運営	年間 161 件	1,879
災害遺児等福祉手当	児童延数 642 人	1,950
災害遺児等援護事業基金事業	祝金品等延 49 人	1,150
災害遺児等援護事業基金積立金		1,766
交通事故死亡者弔慰金	6 人	120
計		6,865

(22) 踏切道の整備【建設緑政局、まちづくり局】

事業内容	事業量	事業費（千円）
京急大師線連続立体交差事業	工事施工委託	2,162,536
都市計画道路荏宿小田中線単独立体交差事業	工事費	585,972
南武線駅アクセス向上等整備事業	工事施工・調査委託	619,558
J R南武線連続立体交差事業	事業調査委託	117,147
計		3,485,213

3 交通安全対策基本法等

(1) 交通安全対策基本法(抄)

〔 昭和 45 年 6 月 1 日 〕
〔 法 律 第 110 号 〕

改正 昭和 46 年 6 月 2 日法律第 98 号
同 50 年 7 月 10 日同 第 58 号
同 58 年 12 月 2 日同 第 80 号
平成 11 年 7 月 16 日同 第 102 号
同 11 年 12 月 22 日同 第 160 号
同 18 年 5 月 17 日同 第 38 号
同 23 年 8 月 30 日同 第 105 号
同 25 年 6 月 14 日同 第 44 号
同 27 年 9 月 11 日同 第 66 号
令和 3 年 5 月 19 日同 第 36 号
同 5 年 6 月 16 日同 第 58 号

交通安全対策基本法をここに公布する。

交通安全対策基本法

目 次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 13 条)
- 第 2 章 交通安全対策会議等 (第 14 条—第 21 条)
- 第 3 章 交通安全計画 (第 22 条—第 28 条)
- 第 4 章 交通の安全に関する基本的施策
 - 第 1 節 国の施策 (第 29 条—第 37 条)
 - 第 2 節 地方公共団体の施策 (第 38 条)
- 第 5 章 雑則 (第 39 条)
- 附 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の使用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(道路等の設置者等の責務)

第5条 道路、鉄道、軌道、港湾施設、漁港施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(住民の責務)

第10条 住民は、国及び地方公共団体が実施する交通の安全に関する施策に協力する等交通の安全に寄与するように努めなければならない。

(都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務)

第16条 都道府県に、都道府県交通安全対策会議を置く。

2 都道府県交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
- (3) 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

<関係法令>

1 項「都道府県交通安全対策会議」=自治法 138 の 4③・202 の 3、2 項 1 号「都道府県交通安全計画」=本法 25、同項 2 号「陸上交通」=本法 2V

(都道府県交通安全対策会議の組織等)

第17条 都道府県交通安全対策会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、都道府県知事をもって充てる

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
- (2) 都道府県教育委員会の教育長
- (3) 警視総監又は都道府県警察本部長
- (4) 都道府県知事が都道府県の部内の職員のうちから指名する者
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市を包括する都道府県にあっては、指定都市の長又はその指名する職員
- (6) 都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから都道府県知事が任命する者
- (7) その他都道府県知事が必要と認めて任命する者

4 都道府県交通安全対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

〈関係法令〉

3 項 1 号「指定地方行政機関」=本法 2X I、4 項・5 項=令 5、自治法 14

(市町村交通安全対策会議)

第 18 条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。

3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例(前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあっては、規約)で定める。

〈関係法令〉

1 項「市町村交通安全計画」=本法 26、「市町村交通安全対策会議」=自治法 138 の 4③・202 の 3、2 項「共同の市町村交通安全対策会議」=自治法 252 の 7・252 の 8

(関係行政機関に対する協力要求)

第 19 条 中央交通安全対策会議、都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議(市町村交通安全対策会議を置かない市町村にあっては、市町村の長。次条並びに第 26 条第 1 項及び第 5 項において同じ。)は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長(関係行政機関が委員会である場合にあっては、関係行政機関)及び関係地方行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の執行機関並びに政令で定めるその他の関係者に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

〈関係法令〉

「所掌事務」=本法 14②・16②・18①③、「その他の執行機関」=自治法 138 の 4①・180 の 5、「政令で定めるその他の関係者」=令 6

(交通安全対策会議相互の関係)

第 20 条 都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議は、その所掌事務の遂行について、相互に、又はそれぞれ他の都道府県の都道府県交通安全対策会議若しくは他の市町村の市町村交通安全対策会議と協力しなければならない。

2 中央交通安全対策会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議に対し、必要な勧告をすることができる。

3 都道府県交通安全対策会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市町村交通安全対策会議に対し、必要な勧告をすることができる。

〈関係法令〉

「市町村交通安全対策会議の読替え規定」=本法 19、「交通安全対策会議と所掌事務」=本法 14・16・18

(都道府県交通安全連絡協議会)

第21条 都道府県は、その区域における海上交通又は航空交通の安全に関し、関係地方行政機関との連絡及び協議を行うため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、都道府県交通安全連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県交通安全連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

<関係法令>

1 項「海上交通」=本法 2VI、「航空交通」=本法 2VII、「都道府県交通安全連絡協議会」=自治法 138 の 4
③・202 の 3

(都道府県交通安全計画等)

第25条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画(以下「都道府県交通安全実施計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に抵触するものであってはならない。

4 都道府県交通安全対策会議は、第1項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、速やかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 都道府県交通安全対策会議は、第3項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。

6 第4項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

<関連法令>

1 項「都道府県交通安全対策会議」=本法 16、「交通安全基本計画」=本法 2

(市町村交通安全計画等)

第26条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成することができる。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。

3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成することができる。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであってはならない。
- 5 市町村交通安全対策会議は、第1項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第4項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第2項及び第5項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

（地方公共団体の長の要請等）

第27条 地方公共団体の長は、都道府県交通安全計画又は市町村交通安全計画の的確かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、当該地方公共団体の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、これらの者が陸上交通の安全に関し処理すべき事務について、必要な要請をし、又は法令の定めるところにより必要な勧告若しくは指示をすることができる。

（地方公共団体の施策）

第38条 地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、前節に規定する国の施策に準ずる施策を講ずるものとする。

(2) 交通安全対策基本法施行令(抄)

昭和 45 年 6 月 8 日
政 令 第 1 7 5 号

改正 昭和 62 年 3 月 20 日政令第 54 号

平成 17 年 6 月 1 日政令第 203 号

交通安全対策基本法施行令をここに公布する。

交通安全対策基本法施行令

内閣は、交通安全対策基本法(昭和 45 年法律第 110 号)第 15 条第 6 項、第 17 条第 5 項及び第 19 条の規定に基づき、この政令を制定する。

(都道府県交通安全対策会議の組織及び運営の基準)

第 5 条 交通安全対策基本法(以下「法」という。)第 17 条 5 項の政令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理するものとする。
- (2) 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するものとする。
- (3) 特別委員は、日本道路公団その他の陸上交通に関する事業を営む公共機関の役員又は職員のうちから、都道府県知事が任命するものとする。
- (4) 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは解任されるものとする。
- (5) 都道府県交通安全対策会議に、幹事を置くものとする。
- (6) 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、都道府県知事が任命するものとする。
- (7) 幹事は、都道府県交通安全対策会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐するものとする。
- (8) 委員、特別委員及び幹事は、非常勤とするものとする。
- (9) 前各号に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が都道府県交通安全対策会議にはかつて定めるものとする。

(昭 62 政 54・一部改正)

(3) 平成 12 年度 総 理 府 告 示 第 61 号

(交通安全対策基本法第 2 条第 11 条の規定により

内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関)

〔平成 12 年 12 月 15 日〕
総理府告示第 61 号

交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）第 2 条 11 号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関は、次のとおりとし、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

沖縄総合事務局 管区警察局 総合通信局 沖縄総合通信事務所 都道府県労働局 経済産業局
地方整備局 北海道開発局 地方運輸局 管区气象台 沖縄气象台

(4) 川崎市交通安全対策会議条例

昭和46年4月1日

条例第26号

(設置)

第1条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号。以下「法」という。)第18条第1項の規定に基づき、川崎市交通安全対策会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 法律第26条第1項の規定により川崎市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、本市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(会長及び委員)

第3条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げるものをもって充てる。

(1) 国の関係地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱するもの

(2) 神奈川県職員のうちから市長が委嘱するもの

(3) 神奈川県警察の警察官のうちから市長が委嘱するもの

(4) 市職員のうちから市長が指名するもの

(5) 市教育長

(6) 市消防長

(7) 交通安全関係団体の役員又は職員のうちから市長が委嘱するもの

(8) 学識経験者のある者のうちから市長が委嘱するもの

(9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めて委嘱するもの

6 委員の定数は、25人以内とする。

7 第5項第1号から第3号まで及び第7号から第9号の委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

8 委員は、非常勤とする。

(特別委員)

第4条 会議に特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、東日本旅客鉄道株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共機関の職員のうち市長が委嘱する。

3 特別委員は、その特別の事項が会議において審議されている間在任する。

4 特別委員は、非常勤とする。

(幹事)

第5条 会議に幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、市民文化局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年10月2日条例第41号抄)

(施行期日)

1 この条例は昭和46年10月15日から施行する。

附 則(昭和62年3月26日条例第3号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月30日条例第68号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成19年12月19日条例第52号抄)

(施行期日)

1 この条例は平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月15日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

(施行期日)

1 この条例は平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月17日条例第74号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

(5) 川崎市交通安全対策会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市交通安全対策会議条例（昭和46年川崎市条例第26号）第7条の規定に基づき、川崎市交通安全対策会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議において必要と認めるときは、幹事の出席を求めることができる。

(特別の事項の審議)

第3条 特別の事項の審議は、会議で行なう。

2 前項において、特別委員は当該会議に出席するものとする。

(代理出席)

第4条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(幹事会)

第5条 会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、会長が指名した委員が招集し、その議長となる。

(その他必要事項)

第6条 その他必要な事項は、会長がそのつど会議にはかって決定する。

附 則

この要綱は、昭和46年4月1日から施行する。

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市

令和5年度川崎市交通安全実施計画

(令和5年7月)

【編集】川崎市交通安全対策会議

【発行】川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-2266 FAX 044-200-3869